

# 第3回 オフロード建設機械の排出ガス検討会

## ～ 議事録 ～

【日 時】平成16年3月24日(水) 10:00～12:00

【場 所】国土交通省 4階特別会議室

【出席者】

< 委員 >

井口座長、永田委員、瀬尾委員、山下委員、福成委員、山崎委員、外池委員、山崎委員  
荒井委員、岡崎委員、長嶋委員、宮地委員(代理:野田)、中村委員、片岡委員

< 国土交通省 >

糸川審議官、藤本技術調査官、佐野建設施工企画課長、渡辺機械施工企画官  
宮石課長補佐、星隈課長補佐

開会

前回議事録(案)の確認

- ・第2回検討会の議事録(案)の中で、【建設機械の排出ガス規制のスキームについて】の「使用過程機械は規制対象とならない」は「使用過程機械は規制対象としないで欲しい」との主旨であることが確認され、これを修正する。修正後の議事録(案)について、承認された。

議事

オフロード建設機械の排出ガスに関する検討

【規制の方法を使用規制と販売規制に区分すべきか否かについて】

- ・排出ガス規制は規制方法を二種類に分けるのではなく一本化すべきである。
- ・排出ガス対策において、同じ役割を担う者は公平にその役割を果たすべきであり、排出ガス対策の効率性を優先すべきではない
- ・非適合機械が逆輸入(海外向けに販売された非適合機械が国内で使用)されないことを担保するためには、販売規制の導入は難しい。
- ・使用規制においては、所有者と使用者の役割分担を明確にしておく必要がある。

【使用規制による規制の対象を使用者の業種で設定する一方で、鉱山、採石、農業、港湾、産業廃棄物処理等の業種を使用規制の対象から除くべきか否かについて】

- ・業種によって規制方法を変えることは、環境対策、またその効果的な遂行、また国民の視点等の観点からしても妥当でない。

- ・第一種と第二種のように2種類に区分するにしても、基本は使用規制とし、規制内容のレベルで調整する方法もあるのではないか。
- ・農業機械の場合、高齢者が使用者となることがあり、点検整備ができないこともある。

【使用規制の実施にあたって今後解決すべき課題について】

- ・メンテナンスと排出ガスの計測方法についてはマニュアルのようなものを整備する必要がある。
- ・情報化技術を活用し、排出ガスセンサーをつけて、排出ガス状態の履歴を追えるようにする方法もある。
- ・オイル交換等、点検整備の記録を記した車歴簿を保存するようにしてはどうか
- ・不正燃料の使用により排出ガスが悪くなるため、対策が必要

その他

- ・次回検討会は、具体的な法律案が固まった段階で開催する予定とする。

閉会